

確認問題①（必須）

業務管理体制について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選びなさい。

- A 事業所が同一中核市にのみ所在する場合、業務管理体制の整備に関する届出の提出先は都道府県である。
- B 法令遵守責任者は、各事業所等で1人ではなく、事業者で1人を選任する。
- C 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められているが、その事業所又は施設の数に、介護予防事業所は含むが、総合事業のサービス事業所は含まない。

誤っている説明 A

【解説】事業所が同一中核市にのみ所在する場合、業務管理体制の整備に関する届出の提出先は当該中核市です。（人員基準資料 P8）

確認問題②（必須）

令和3年度運営基準改正事項について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選びなさい。

- A 事業者は、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、業務継続計画の策定、従業員への周知、研修及び担当者を置く措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）
- B 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施の措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）
- C 事業者は、虐待の発生・再発を防止するため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を置く措置を講じなければならない。（令和6年3月31日までは努力義務）

誤っている説明 A

【解説】業務継続計画の策定に伴い事業者が講じなければならない措置には、①計画について従業員へ周知すること、②定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を実施すること、③定期的に計画を見直し、必要に応じて計画を変更することなどがありますが、担当者を置くことまでは基準上求められていません。（運営基準資料 P2）

確認問題③（必須）

介護報酬の算定について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選びなさい。

- A 1回の訪問介護において、20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、引き続き行われる生活援助の単位数の加算を行うことはできない。
- B 加算の対象となる時間帯（早朝・夜間、深夜）におけるサービスの提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がわずかな場合でも、加算の算定はできる。
- C 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算における所定単位数とは、「イ身体介護、ロ生活援助、ハ通院等乗降介助、ニ初回加算、ホ生活機能向上連携加算、ヘ認知症専門ケア加算」を足したものである。

誤っている説明 B

【解説】加算の対象となる時間帯（早朝・夜間、深夜）におけるサービスの提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合は、加算の算定はできません。（介護報酬資料 P10）